

■不在者投票制度

投票日に都合が悪く、野々市市の投票所で投票することができない人が、一定の条件を満たす場合は、不在者投票をすることができます。不在者投票の制度は次のとおりです。

滞在先における不在者投票

投票日に他市区町村に滞在中の人は、期日前投票の期間中に、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。あらかじめ野々市市選挙管理委員会から、投票用紙の交付を受ける必要があります。郵便で投票用紙を送付しますので、早めに請求してください。

指定病院などにおける不在者投票

石川県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。あらかじめ病院長などに申し出てください。

郵便などによる不在者投票

身体に障害のある人(政令で定める条件を満たす人に限る)および介護保険上の要介護5の人は、投票用紙を請求し、郵便により不在者投票をすることができます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便等による不在者投票の投票用紙請求期限

令和8年2月4日(水)必着

■よくある質問

Q:投票所入場券(ハガキ)が届きませんが、投票できますか？

A:できます。郵便事情などで届かない場合があります。選挙人名簿に登録され、選挙権が確認できれば投票できますので、投票所で係員に伝えてください。

Q:選挙公報はいつごろ届きますか？

A:投票日の2日前までに届きます。
県ホームページでも選挙公報が見られます。

Q:投票済証明書はどこでもらえますか？

A:当日投票所、又は期日前投票所で投票を終えた人にお渡ししています。
希望される場合は、投票所の係員へお声かけください。



問い合わせ 野々市市選挙管理委員会(☎227-6026)

野々市市ホームページ(<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/2/60404.html>)

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2/8日

<投票所一覧> 午前7時から午後8時まで



1 中央公民館 (にぎわいの里のいち カミーノ内) 本町1〜3丁目、若松町、横宮町	2 菅原小学校 高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町	3 野々市小学校 本町4丁目、本町5丁目、白山町、太平寺
4 保健センター 三納、位川、下林、藤平田、矢作	5 富奥防災コミュニティセンター (富奥公民館) 藤平、栗田、新庄、中林、上林、末松、清金	6 郷公民館 田尻町、三日市、徳用、郷町、郷蓮花寺町、柳町、堀内
7 交遊舎 (IR野々市駅北口隣接) 二日市町、二日市、長池、御経塚	8 押野公民館(館野小学校横) 押野	9 女性センター(御園小学校横) 本町6丁目、稲荷、押越、野代

※投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票してください。

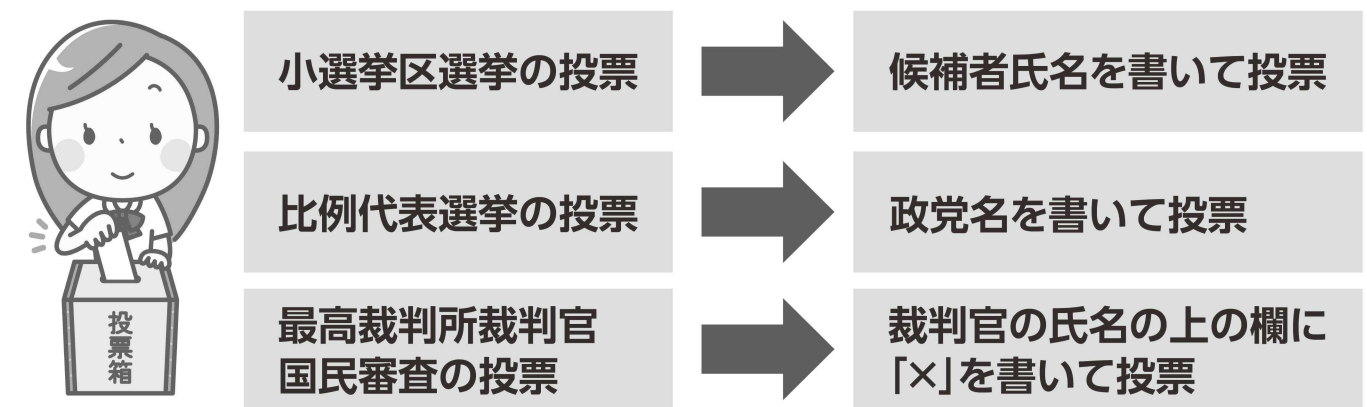
■衆議院議員総選挙の投票方法

衆議院議員総選挙は全国を289の小選挙区に分けて選出する「小選挙区選挙」と、全国を11ブロック(野々市市は北陸信越ブロック)に分けて選出する「比例代表選挙」があります。

有権者は「小選挙区」と「比例代表」それぞれに投票するため、1人が「2票」投票することになります。

■最高裁判所裁判官国民審査の投票方法

裁判官ごとに行われ、有権者は辞めさせたい意思があれば、辞めさせたい裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入してください。



■投票所入場券

1月27日(火)から個人あてに郵送で届ける投票所入場券(ハガキ)は、投票するときに持参してください。なお、期日前投票するときは、事前に裏面の宣誓書欄を記入してください。

もし、投票所入場券を紛失したり、当日忘れたりした場合は、投票所で係員に申し出てください。また、投票所入場券の到着は多少遅れることがありますが、届いていなくても選挙人名簿に名前があれば投票することができます。

※ただし、投票日付近で18歳になるなど、条件によって制限がある場合がありますので、事前に野々市市選挙管理委員会にご確認ください。

投票所入場券見本

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 投票所	
野々市市第 投票区	
投票日時 令和8年2月8日(日) 午前7時から午後8時まで	
選挙人名簿頁番号	
選挙人氏名	性別
※受付の際、ご本人確認のため、お名前等をお読みします。 お名前等を読み上げられない方は、投票所の係員にお知らせください。	

期日前投票 宣誓書兼請求書	
◆期日前投票される方は、 <u>裏面に記入の上、投票所にお持ちください。</u> ◆投票日当日に投票される方は記入不要です。	
住所	令和 8 年 月 日
氏名	(ふりがな)
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
※裏面に記載の住所と同じ場合、この住所欄は記入不要	
期日前投票場所	期 間 時 間
野々市市役所 2階 ホール棟 (野々市市三軒一丁目1番地)	1月28日(水)から 2月 7日(土)まで 午前8時30分から 午後8時まで
野々市市交遊舎 会議室 (野々市市二日市一丁目2番地)	2月 2日(月)から 2月 7日(土)まで
※ 最高裁判所裁判官国民審査は、2月1日(日)から投票できます。	

期日前投票するときは、
記入の上お越しください！

■今回投票できる人

今回の選挙では 平成20年2月9日以前 に生まれた人が投票できます。

※なお、最近住所を変えた人の投票場所については下記のとおりです。

区 分			野々市市で投票できる人		転入前の 市区町村で 投票できる人
			今の住所で	前の住所で	
最近住所を変えた人	転居した人 市内で	令和8年1月16日以前に今の住所に転居届を出した人	○		
		令和8年1月17日以降に今の住所に転居届を出した人		○	
	転入した人 市外から	令和7年10月26日以前に野々市市に転入届を出した人	○		
		令和7年10月27日以降に野々市市に転入届を出した人			○

※住所とは住民登録をしているところです。

※平成20年2月10日以降に生まれた人は今回の選挙では投票できません。

■期日前投票

住んでいる地域に関係なく、次のどちらの期日前投票所でも投票できます。「野々市市役所」と「交遊舎」では、投票できる期間が異なりますのでご注意ください。なお、期間の終盤は、大変混み合いますので、期日前投票を希望する人は、早めの投票をおすすめします。

期日前投票所	野々市市役所2階ホール棟 三軒一丁目1番地	野々市市交遊舎会議室(IR野々市駅北口隣接) 二日市一丁目2番地
期間及び時間	1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時	2月2日(月)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時
地 図		

最高裁判所裁判官国民審査は、2月1日(日)から投票できます。
衆議院議員総選挙の投票期間と異なりますのでご注意ください。